

事業の経過と今後の予定について

埼玉中部環境保全組合

現在の施設状況

埼玉中部環境保全組合は鴻巣市、北本市、吉見町を構成市町として昭和52年に設立し、その施設である埼玉中部環境センターは、構成市町の可燃ごみと粗大ごみの中間処理を担っており、昭和59年の竣工から約40年が経過しています。

精密機能検査では、施設は適切に運営管理されているものの、施設の老朽化が進行していることが確認でき、廃棄物処理施設の一般的な平均供用年数30.5年を考慮した場合に、施設の更新検討が喫緊の課題として挙げられています。

事業の経過

埼玉中部環境保全組合は、令和3年9月16日に、鴻巣市、北本市、吉見町が締結した「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を受けて令和4年度から新たなごみ処理施設等の建設に係る事務に着手しています。

令和4年8月に設置した新たなごみ処理施設等建設検討委員会から「鴻巣市 北本市 吉見町 新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書（令和3年9月16日締結）を踏まえて調査研究及び検討した結果、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である」との答申を受け、令和5年2月に組合として建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内としました。

新施設の整備に向けて、基本的事項を整理した「新たなごみ処理施設等整備構想」を策定しました。また、令和5年度より第二期となる新たなごみ処理施設等建設検討委員会を立ち上げ、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に着手しています。

建設予定地



建設予定地の位置は、鴻巣市郷地字魔王、安養寺字埜の各一部

施設整備スケジュール（案）

項目	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11~13 年度
施設整備基本計画	■						
生活環境影響調査		■					
用地買収			■				
整備運営事業発注手続き（PFI/PPP方式）			■				
造成工事・建設工事					■		

令和5年度地元協議会の主な協議事項

(1) 生活環境の保全に関する事項

環境保全対策

新たなごみ処理施設等の整備による周辺環境を保全するための自主基準値及びその対策については、法令の基準値や行政上の指針値を踏まえ、また、県内の他のごみ処理施設の事例も参考にし、案を作成します。この案を有識者の参加する検討委員会でご確認いただいたあと、地元協議会でお示しし、そのご意見を踏まえて独自の自主基準値及び対策を設定します。

周辺整備

新たなごみ処理施設が建設されることで予想される周辺への影響や対応策などについてご意見いただきます。

令和5年度地元協議会の主な協議事項

(2) その他新施設の整備等に必要な事項

エネルギー利用

新たなごみ処理施設では、発電や熱供給によるエネルギー回収など、脱炭素社会に貢献する施設整備が求められており、地元協議会ではエネルギー活用方法についてご意見いただきます。

施設レイアウト

新たなごみ処理施設内の進入路や出入口などについて関係機関の意見を聞きながら、地元協議会でもご意見いただきます。

地元協議会スケジュール（案）

回	開催時期	内 容
1	令和5年8月1日（火） 18：00～ 笠原公民館	・事業の経過と今後の予定について ・事業計画（案）及び予算（案）について
2	令和5年9月16日（土） 18：00～ 笠原公民館	・エネルギー利用
3	令和5年10月下旬 18：00～ 笠原公民館	・環境保全対策 ・施設レイアウト
4	令和6年1月中旬 18：00～ 笠原公民館	・周辺整備

※事業の進捗によって内容が変わる場合があります。